

2016年APEC貿易担当大臣会合議長への書簡【仮訳】

2016年4月27日

APEC貿易担当大臣会議議長
ペルー共和国 通商観光大臣
Magali Silva Velarde Alvarez 閣下

拝啓

APECビジネス諮問委員会（ABAC：APEC Business Advisory Council）を代表し、APECの貿易担当大臣の皆様へ、主要な課題に関する私どもの見解を謹んで以下にお伝えいたします。これらの見解は、域内における質の高い成長と人材開発を促進するというAPEC・ABAC共通の目標の達成に大いに貢献するものと確信するところです。グローバル経済にとって不安定なこの時代においては、貿易・投資の自由化拡大と、良き統治と健全な規制を促進し、域内のサービスとイノベーションの発達をさらに刺激する構造的な経済改革への新たな注目とによってのみ、APECのビジョンが成し遂げられると固く信じます。

第一に、私たちはAPECと同様、グローバルな貿易・投資の前提となる自由で開かれた環境が成長の道筋への基盤であるという固い信念を持ち続けています。ABACはAPECに対し、アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP：Free Trade Area of the Asia-Pacific）の実現に向けて具体的な措置を講じるよう要請します。そのために私たちは、APECの参加国・地域が実現可能な取り組みと今後のスケジュールを明確にし、来るべきFTAAPに向けた機運を高めるように働きかけます。また、太平洋同盟（PA：Pacific Alliance）とともにFTAAPへの道筋を形成する、交渉参加国による環太平洋パートナーシップ（TPP：Trans Pacific Partnership）協定の早期批准と、東アジア地域包括的経済連携（RCEP：Regional Comprehensive Economic Partnership）の交渉妥結を待ち望みます。FTAAPへの道筋に実効性を持たせるためには、他の国・地域の参加を可能にする、質が高く、意欲的で、包括的な合意を獲得することが必須となります。

FTAAP実現に向けたAPEC共同の戦略的研究は、構想を前進させるまたとない機会を提供します。私どもは、その研究プロセスの中でABACが委託した調査に基づき提示した所見に対して、各国・地域の貿易担当大臣が注意を払われることを望みます。さらに、最終的にFTAAPがビジネス界に深く関わりを持つものとなり、継続的な見直しによって環境の変化に対応することができるように、私たちはいつでも追加の意見を述べる用意があります。

第二に、グローバルな貿易システムの枠組みとして、引き続き世界貿易機関（WTO：World Trade Organization）の重要性を強調します。その中でも、農産品の輸出補助金撤廃に関する歴史的な合意を含むナイロビでのWTO閣僚会議の

成果を歓迎するとともに、情報技術協定（**I T A : Information Technology Agreement**）の品目拡大が成功裏に決着したことについて関係各位に祝意を表します。私たちはまた、新サービス貿易協定（**T i S A : Trade in Services Agreement**）および環境物品協定（**E G A : Environmental Goods Agreement**）の交渉に、より多くの国・地域が参加することを要請します。こうした成果は、将来のWTO多国間交渉への大きな励みとなります。A B A Cはさらに、ナイロビ・パッケージの早期実現と、WTOに加盟するA P E Cメンバーによる貿易円滑化協定（**T F A : Trade Facilitation Agreement**）の迅速な批准を求めます。

第三に、アジア太平洋地域の活力あるサービス分野は、より競争力を持ち、効率的で、包摂的な経済の形成の鍵となります。私たちはA P E Cサービス競争力ロードマップが、サービス貿易のさらなる自由化を促進し、より首尾一貫して透明かつ効率的なサービスに対する規制環境に道を開く重要なイニシアティブであると認識します。A B A Cはまた、参加国・地域におけるサービス規制の透明性を高め、サービス関連の統計を整備するより望ましい方法を追求し、より重点的に課題に取り組めるようサービスを分野別に検討するために、A P E Cがサービス貿易アクセス要件（**S T A R : Services Trade Access Requirements**）データベースの開発および促進を強力に推し進めるよう要求します。私たちは、A P E Cサービス団体連合を通して、サービス分野の発展における重要論点に関する域内の対話と情報交換を支援するために活動を継続します。

第四に、A P E C参加国・地域が、海外直接投資を促進するための政策枠組みを構築することを奨励します。私たちは、より大きな投資政策枠組みを実現するためのメカニズムの調査を含め、域内に影響を及ぼす投資協定の一貫性を強化するための活動を支援します。これに関連して、地域投資分析グループ（**R I A G : Regional Investment Analytical Group**）の活動を継続し、既存の投資協定の調査を行います。

第五に、起業家精神と雇用の牽引力としての零細・中小企業（**MSME : micro, small and medium enterprises**）の重要性を考慮すると、域内貿易・投資におけるMSMEの役割拡大が、質の高い成長とグローバル化の恩恵強化の重要な手段であると確信します。私たちは、MSMEによるグローバル市場、サービス、新技術およびファイナンスへのアクセスを促進するよう、A P E Cがより大きな努力を払うように求めます。

第六に、包摂的な成長の根幹が食料安全保障であることを認識し、強力かつ戦略的に焦点を絞ったその分野における政府と民間部門のパートナーシップを引き続き求めます。私たちは、域内の食料市場にさらなる結束をもたらす実用的なプロジェクトのみならず、貿易障壁の縮小を実現するための断固たる対応も歓迎します。ここでいう貿易障壁には、市場への参入、投資ならびに食料や農作物の効率的な流通を妨げる非関税障壁も含まれます。

第七に、私たちは、地域経済統合に向けた強固で深いコネクティビティの重要性

を強調します。効果的な統合の構成要素は、グローバル・バリューチェーンやインフラ投資、グローバル・データ・スタンダード、デジタル貿易のチャンネルを通して送られる、物品、サービスおよび資本の効率的な移動です。そのために、貿易・投資の障壁となる国内規制の削減や、国際的に一貫性や透明性を有する規制の構築に向けて、A P E C参加国・地域がビジネス界と連携して取り組むことを望みます。

最後に私たちは、法の支配を支持するとともに良き規制慣行を促進することが、質の高い成長の基礎であることを確信します。各国・地域の政府が、影響評価、費用対効果分析、透明性、公開協議、公平な対応および国内・国際取締機関の連携を用いて、過剰規制に取り組み、規制の質を向上させるよう要請します。

A B A Cが検討してきた構想に関するさらに詳細なレポートについては、別添付属書をご覧ください。

アレキパにおいて、閣下が主催される会議でこれらの提言についてさらに詳細に議論させていただけることを期待しております。

敬具

2016年A B A C議長
Juan Francisco Raffo

ABAC関連活動に関するAPEC貿易担当大臣宛進捗状況報告

1. アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP: Free Trade Area of the Asia Pacific）への道筋の完成

ABACはAPECがFTAAP形成に向け踏み出していることを強く支持する。ABACは、FTAAP実現に向けた道筋が著しく進展したことに勇気づけられた。この機を捉え、実現可能な取組方法や将来の工程表を特定することによりFTAAP実現に向けて各国・地域が活動を加速することを促したい。ABACは太平洋同盟（PA: Pacific Alliance）とともにFTAAPの道筋として、環太平洋パートナーシップ協定（TPP: Trans Pacific Partnership）の参加国による批准が迅速になされ、東アジア地域包括的経済連携（RCEP: Regional Comprehensive Economic Partnership）の交渉が終結することを期待している。

とりわけ、TPPでは、中小企業、電子商取引、規制の整合性、透明性と腐敗防止、労働、環境、競争政策といった次世代課題について取り組んでいることにABACは注目している。これらの問題は革新的環境の中でビジネスを推進するにあたって大変重要な事項であり、交渉参加国・地域は意欲的で質が高く包括的な協定を可及的速やかに交渉し進展させるべきである。

2. FTAAP（アジア太平洋自由貿易圏）の実現

ABACはかねてよりAPECに対し、前向きで、今後長きにわたりビジネスとして深い関わりをもつようなFTAAPの構想を温めるよう促してきた。統合されても極めて多様なアジア太平洋のマーケットにはビジネスにとって絶好の機会があるとABACは認識している。ABACはAPECの「FTAAPの実現に関連する課題にかかる共同の戦略的研究」につき意見を述べる機会を得たが、引き続き有益な意見を提出して貢献していくつもりである。

世界経済の現状がAPECの国・地域にもたらしている新たな責務は、景気回復と将来の発展に向け、いち早くFTAAPの道筋をつける具体的な手段を講じることである。ビジネスは、「生きた」、質が高く、包括的で野心的なFTAAPを必要としている。それは同時に、現代の革新的なビジネス環境の変化に対応し、次世代の課題に取り組み、民間との協力を奨励し、長期的には新しいメンバー国への門戸を常に開いているFTAAPとなるべきである。

3. 世界貿易機関（WTO: World Trade Organization）への支援

ABACは二国間や地域内の自由貿易協定が増加する傾向の中にあっても、グローバルな規則に基づいた貿易体制の基礎であり、あらゆる形態の保護主義の流れに対する防波堤としての役目を果たすという観点から世界貿易機関（WTO）の重要性を認識している。2015年12月にナイロビで開催されたWTO閣僚会議で、様々な重要成果に加え農産品の輸出補助金削減に対する歴史的な合意がなされたこと

をA B A Cは歓迎する。しかし、その一方で、未完の作業についても念頭にあり、W T O加盟のA P E Cの国と地域が効率的でコスト削減可能な物の移動とサービスの提供が可能になるよう早急に貿易円滑化協定（T F A：Trade Facilitation Agreement）の批准を進めるよう強く申し入れたい。われわれは他分野、例えばサービス貿易や環境物品の自由化等多角的自由化交渉の進展も歓迎する。その意味で、より多くのA P E Cの国と地域が新サービス貿易協定（T i S A：Trade in Services Agreement）や環境物品協定（E G A：Environmental Goods Agreement）交渉に参加することを強く求める。われわれとしては、どんな新しい多角的、地域間、二国間の契約もW T Oの枠組みの中での将来的な世界的自由化に向けた努力を確実に真正銘補い、下支えするよう慎重に対応すべきであることも強調したい。

4. 貿易投資自由化の促進

二国間の投資協定やP A、T P Pあるいは交渉中のR C E P等、地域に影響を及ぼす多角的自由貿易協定に投資条項が含まれ、それが増加する傾向にあるということに鑑み、A B A Cとしては、より大きな地域経済統合を進めるさらなる一步として、より協調的な地域投資の枠組みの実現可能性を迫りたいと考えている。A P E C地域の投資や商慣行への影響をよりよく理解するため、また現在の地域内での投資枠組みの全体像を理解するとの目的で、A B A Cは投資協定や地域貿易協定における投資条項の分析を行う予定である。

世界銀行、経済協力開発機構（O E C D）、国際貿易開発会議（U N C T A D）、東アジア諸国連合（A S E A N）およびA P E C政策支援ユニットの代表メンバーを含む域内投資分析グループ（R I A G：Regional Investment Analytical Group）は、現存する投資指標の差異に着目し、分野別の対外直接投資（F D I：Foreign Direct Investment）の統計データや分析を含む、域内投資の流れをサポートする指標の機能を高める方法を探求している。R I A Gの予備的勧告には、全てのA P E Cの国と地域が、国際通貨基金（I M F）および関連の基準に基づき、分野別の投資フローデータを記録することが含まれる予定である。

直接投資やより自由な資本の流れは、安定した金融システムの中で適切に処理されれば、モノとサービスの流れの対価として全般的に労働や経済の生産性を押し上げることになる。その意味で、各貿易担当大臣には安全性と実現可能性が担保される限りにおいて、国内の資本市場での外資参入に対する資本規制や制限を含む国内・国境を超えた投資に関わる障壁を減らすべく作業することを求める。さらにわれわれは、より強い連結性、金融取引を管理する法令・規則の透明性、そして信頼でき比較可能な金融市場情報への平等なアクセスをも求めるものである。

5. 新たなサービス・アジェンダの推進

サービスの貿易・投資は、A P E Cの経済成長において引き続き極めて重要である。サービス部門のさらなる自由化・円滑化は、サービスの多くが製造バリューチェーンに関連乃至は組み込まれていることから、物品貿易のさらなる成長を円滑化する上で重要となる。また、MSMEはサービスを通してより広い市場へのアクセスを得ることができる。

ABACはAPECサービス競争力ロードマップを作業の重要な一部と見做している。サービスにとってより一貫性、透明性が高く、効率的な規制環境を整備するこのロードマップは、すべてのAPEC参加国・地域に利益をもたらす。

この点に鑑み、ABACは、APEC参加国・地域のサービス規制の透明性を高めるためにAPECサービス貿易アクセス要件（STAR：Services Trade Access Requirements）データベースの開発と推進に取り組むようAPECに求める。また、ABACはAPECがサービス関連の統計を構築し、適宜OECDのような他団体によって運営されている既存の指標を考慮に入れながら、サービス分野の規制環境を測定する指標を持つAPEC参加国・地域の数を増加させていく良い方法を模索するよう求める。ABACは、より集中して課題に取り組めるよう、分野別にサービスを取り上げるようAPECに求める。

ABACは、サービス部門のさらなる強化と推進を実現するために、APECサービス団体連合の設立を歓迎し支持する。一方で、ABACはサービス部門の発展を円滑に進めるため、引き続き官民サービス対話（Public-Private Dialogues on Services）を開催していく。

6. デジタル・インターネット経済の推進

ABACは、インターネット経済に関するアドホック・ステアリンググループへの民間部門の継続的な関与を推奨する。また、ABACはデジタル・インターネット経済に関して、現在進行しているフォーラムをまたがるコミュニケーションや連携を推進している。

2014年以来、ABACは、デジタル・インターネット経済に関するAPECの作業に資するべく民間部門のユニークな視点を提供することを目的に、コネクティビティ作業部会にデジタル経済に関するワークストリームを構築してきた。ABACは、APECに対し、インターネット経済へのMSMEの参加およびモノのインターネット、ビッグデータとデータ分析、ブロードバンド開発、STEM教育（ABACのAPEC STEM課題である2016年のアワー・オブ・コードへの各国・地域の参加増加を含む）等の強固なデジタル・インターネット経済を実現する政策にも引き続き重点的に取り組むよう奨励する。

最後に、ABACは域内外のデジタル貿易の成長を支援するような、継続的にデジタルデバイドを解消するデジタル政策を奨励する。ABACはデジタル貿易における潜在的な障壁の特定に向けて注力する。

7. サプライチェーン・コネクティビティの向上

ABACは、2015年末までに時間、費用および不確実性の観点でサプライチェーンのパフォーマンスをAPEC全体で10%改善するというようなイニシアティブを通じて、国境を越えた物品・サービスの取引の簡略化、低コスト化、迅速化を一層進めることにより、域内の競争力を高めようとするAPECの取り組みを称賛す

る。

A B A Cは、モデルE - ポート・ネットワーク (Model E-Port Network) およびその上海オペレーション・センターやグリーンサプライチェーン (Green Supply Chain) およびその天津パイロット・センターなどの分野で見られたような進展を歓迎する。また、途上国によるサプライチェーンのパフォーマンスの改善およびWTO貿易円滑化協定 (WTO T F A : WTO Trade Facilitation Agreement) の履行に対する支援を目的とした、A P E Cの革新的なキャパシティ・ビルディング・イニシアティブを支持する。このイニシアティブのプロジェクトを支援するため、A B A Cはサプライチェーン連結性サブファンド (Supply Chain Connectivity Sub-Fund) への追加資源の拠出を要望する。またA B A Cは、より多くの民間部門がA P E Cサプライチェーン・コネクティビティ連携 (A 2 C 2 : APEC Alliance for Supply Chain Connectivity) へ参加するよう求める。A 2 C 2は官民フォーラムで、国・地域とともにキャパシティ・ビルディング・イニシアティブおよび関連プロジェクトを進めている。さらにA B A Cは、A P E C参加国・地域がWTO貿易円滑化協定へのコミットメント促進のツールとしてA 2 C 2を活用することを推奨する。

A B A Cは、グローバルサプライチェーンのより効率的、タイムリー、そして安全な運営に貢献するという点から、グローバル・データ・スタンダード (G D S : global data standards) 関連のパイロット・プロジェクトにおいて参加国・地域が達成した進展をうれしく思う。食品、飲料、医薬品分野に焦点を当てたA P E C財源による5つのプロジェクト、そしてA P E C参加国・地域政府財源による6つのプロジェクトが現在進行中である。これらパイロットは、G D Sの適用による国際サプライチェーンや国境を越えた政府プロセスにおいてG D Sを起点から終点まで用いることで得られる効率性といった利点を特定し測ることを目的とする。医薬品分野については、A B A Cは2つの参加国・地域と共に、G D Sを活用して、各地に展開されているデータベースに格納されているデータにアクセスし、シリアル番号化された医薬品を複数のスキャン場所から照合する能力を実証するパイロット・プロジェクトを行なっている。食品と飲料については、ドリアン、アスパラガス、ワイン、テキーラ、皮、鹿の角、加工肉においてG D Sを活用することで得られる効率性の検証パイロットを実施している。究極的には、これらのパイロットの結果により、国境を越えたサプライチェーンにおいて運営上一貫性のあるG D Sを導入する最適な方法を政策策定者が認識することを目的とする。

8. 良き規制慣行の推進

近年、自由な貿易・投資にとって無用な非関税障壁を生み出している国内問題に対処する必要性への認識が高まっている。ビジネス、特にMSMEにとって、コンプライアンス費用の高まりは、国際競争力を妨げ、経済資源の最も効率的な展開を複雑化する。

A B A Cは、ホノルル宣言でA P E C首脳が合意した3つの良き規制慣行 (G R P : good regulatory practices) の実施、およびA P E Cバリ宣言で特定さ

れた3つのGRPツールの実施を強化するようAPECに要請する。ABACは、APEC参加国・地域の規制をより一層グローバルなベストプラクティスに沿ったものにする取り組み、規範に基づく規制ではなくパフォーマンスに基づく規制の活用、貿易に適した規制を推進する規制制度の設計に向けた取り組み、そしてアカウントビリティの強化、相互学習の推進、ベストプラクティスの奨励を目的に、コンサルテーションの仕組みを活用した官民協力の強化を支持する。

9. 食料安全保障の改善と非関税障壁の削減

食料安全保障は、包摂的で健全な、統合された地域経済にとって不可欠なものである。開かれた貿易と投資は、食料の需要と供給をつなぐことができるため、将来のAPEC地域の食料安全保障にとって重要な要素であり、これにより安全で栄養価が高く持続可能な形で生産された食料を、包摂的かつ公平に入手できるようになる。

ABACは、食料安全保障を実現するために、政府と民間部門の真のパートナーシップが必要であることを強調している。またABACは、APEC食料安全保障に関する政策パートナーシップ(PFFS: Policy Partnership on Food Security)と、その「2020年に向けたロードマップ」を支持している。PFFSが適切に機能すれば、食料の経済的および商業的意味に対する理解が深まり、サプライチェーンの連結性への取り組みが進み、食料貿易におけるMSMEの参入が促進されるはずである。しかしABACは、PFFSにおける政府と民間部門双方の関与レベルが低いことを引き続き懸念している。ABACは、ビジネス界がPFFSに対する見解を調整する手段の1つとして、民間部門がアジア太平洋食品業界フォーラム(APFIF: Asia-Pacific Food Industry Forum)に参加することを心強く思っているが、やるべきことはまだある。現在ABACは、政府と民間部門の戦略的な関与と対話を深めるために、PFFSを強化する方法を検討中であり、今年の後半にはAPEC参加国・地域に具体的な提案を行いたいと考えている。

ABACは、食料および農産品の効率的な流通と投資のために、市場へのアクセスを妨げている貿易障壁の継続的な削減を促している。特にABACは、この地域における食料貿易に影響を及ぼす非関税障壁が増えていることを懸念している。民間部門は、食料貿易に最も悪影響を及ぼす非関税障壁を見極め、可能な解決策を進展させるための対話に従事するという重要な役割をもっている。ABACは、FTAAPの可能性に向けた交渉の一環として、必要に応じて民間部門の声を聞き、このような障壁の解消に効果的かつすみやかに取り組むよう、APEC参加国・地域へ要請する。

10. 健康で生産的な労働力の増進

経済の成長と繁栄は、健康な労働力によるところが大きい。高齢化や非感染性疾患(NCDs: non-communicable diseases)の増加といった人口統計上の変化は、財政および経済に深刻な影響を及ぼす。NCDsは世界の全死亡者の60%を占めており(年間3,500万人が死亡)、2030年には75%へ増加するとされ、その80%は低所得および中所得の国・地域で発生している。2014年にABACが6つのAPEC

参加国・地域に関して行った調査では、NCDsにより2030年までに毎年失われる損失は、GDPの6.1%に相当する可能性があるという予測が示された。ABACが委託した2015年の調査では、NCDsを主な要因とした健康不良による早期退職により、さらに平均2%のGDPが失われることが示されている。これが公的年金、企業年金、および健康保険制度を圧迫している。健康が財政に与える影響は大きい。ABACは、健康な労働力に対して先を見据えた投資を行うために、厚生大臣、財務大臣、および経済大臣の政策対話の調整と、革新的な解決策の策定に向けた民間部門との協力を要請する。

11. グリーン成長の促進

APECは引き続き低炭素経済への移行の道筋を探っており、ABACはさまざまな代替および再生可能エネルギー源の使用に向けた研究を推奨している。その一例として挙げられる水素は、使用時にCO₂を排出しない二次エネルギー源である。そして再生可能エネルギーにより製造される水素はCO₂を排出しないため、この技術が実現されれば、域内のCO₂の排出削減とエネルギー安全保障の向上に大きく貢献するであろう。ABACは、APEC参加国・地域に対して、CO₂の排出を最小限に抑えるエネルギー源の活用促進、研究開発の促進、実用化のための実証、情報の共有に向けた政策を導入するよう要請する。

また、ABACは環境部品・サービス(EGS: environmental goods and services)の貿易障壁の解消に取り組んでいるAPECの活動を高く評価し、APEC参加国・地域に対して、APEC首脳が確約したとおりEGSに対する実行関税率を5%以下に抑える取り組みを加速化するよう促している。

12. エネルギー安全保障の向上

エネルギーを取り巻く情勢の劇的な変化は、公共および民間部門に大きな影響を及ぼすであろう。このような不確実な時代においてエネルギー分野への投資を増やすために、政策立案者が透明で予測可能な政策を導入する必要性が高まっている。

ABACは、エネルギー分野の貿易・投資の障壁に関する2015年の提言を採用するようにAPECに要請する。すなわち、i) 契約の尊厳を損なわないための政策安定性の確立、ii) ローカルコンテンツ規則、数量割り当て、関税、および外国資本の出資・投資制限がない均等な条件でのオープンかつ公正な競争の確立、iii) 補助金によって歪曲されない市場ベースの価格設定の確保、iv) 介入に左右されない政府規制の確立、v) 透明、ルールベース、予測可能かつ効果的な省庁間の調整と、ステークホルダーの関与の許容、vi) 商業上の紛争をタイムリーに解決し、知的財産権を守る、実効性のある法制度の確立、vii) 資本の自由な移転を可能にする銀行制度の促進、である。

13. APECの鉱業分野の開発推進

鉱業分野は、投資を生み出し域内貿易を推進するものであり、APECの全参加国・地域の経済的成功に極めて重要な役割を果たしている。政府と民間が緊密に協力することで、規制環境ならびに持続可能なマイニングのベストプラクティスを推

進し、投資家、各国・地域そして地域社会に望ましい成果を生み出すことが可能となる。

A B A Cは、鉱業タスクフォース（M T F : Mining Task Force）の任期を延長することにより、政府と民間部門が協力するための効果的な機会を継続するとしたA P E Cの判断を高く評価している。A B A Cは、2014年および2015年の政府と民間部門の対話の成功に基づき、投資関連事項、持続性、および地域社会の参加におけるM T Fへの継続的な関与を期待している。その目的のために、A B A Cは、A P E C参加国・地域に対して、2007年にA P E C鉱業担当大臣が合意した10項目の鉱業政策原則に関する主要な業績評価指標を監視して報告することを要請する。

14. 法の支配と規制の質の強化

A B A Cは、成長の源の1つである規制の質の改善を中心としてA P E Cにおけるビジネス環境を強化する目的で、2016年に入り法の支配に関する取り組みを続けている。過剰な規制は、グローバルな成長の大きな障害となっており、多くのA P E C参加国・地域は、規制リスクが高まっていると考えている。法の支配を維持し、良き規制慣行を推進することで、貿易と投資が促進される。一貫性のある透明な規制により、今後数年にわたり、投資および貿易の戦略を推し進めることが可能となる。したがって、規制の質の改善は、既存および新規の規制の費用対効果の分析により品質を測定して評価し、利害関係者との協議および関与を通して透明なプロセスで導入し、公平に実施し、国内の規制当局間および海外の規制当局間で調整しなければならない。最後に、ピア・ツー・ピア取引、サイバーセキュリティ、デジタル通貨などのデジタル経済分野における新たな懸念に対しては、市場による問題解決および過剰な規制回避という観点から取り組まなければならない。

15. MSMEとグローバル市場および新規技術との橋渡し

MSMEは、A P E C参加国・地域の成長とイノベーションの原動力であり、今後もそうあり続ける。MSMEにとって、グローバルなビジネス環境へアクセスし、新たな技術を採用することは、競争力の維持とさらなる発展のために重要である。

特に電子商取引の発展は、情報の流れの促進と小規模企業の市場ポテンシャルを広げる上で大きな要因となっている。しかし、MSMEによる電子商取引の参加に課題がないわけではない。A B A Cおよび南カリフォルニア大学マーシャル経営大学院の研究によれば、国境を越えた電子商取引や、法律および規制の質が、関税や外国市場へのアクセスとともに、MSMEが直面する最大の問題であることが分かっている。A B A Cは、MSMEが国境を越えた電子商取引に従事できるように、次の項目を含めたより強力なA P E Cアジェンダを求める。すなわち、(i) 広範囲にわたる信頼性の高い情報通信技術（I C T : Information and Communications Technology）インフラ、(ii) 幅広い低コストのインターネットアクセス、(iii) ビジネスにやさしい規制および法律、(iv) MSMEの参入障壁を下げるための電子商取引の仲介手段の存在、(v) 効率的な電子決済インフラへのアクセス、(vi) MSMEが外国市場へ拡大する能力を高めるための実践的な電子商取引の専

門知識と、A B A Cが開発した国境を越えた電子商取引トレーニング・プログラム（C B E T : Cross-Border E-Commerce Training Program）と同様のトレーニング、という6つである。

新しいアイデアを市場にもたらし、21世紀のイノベーションを醸成する上で、MSMEが果たす重要な役割をA B A Cは認識している。イノベーション、国境を越えた協力、および新しいイノベーションと先端技術の商品化をより効果的に促進する戦略の一環として、大企業、中小企業、大学、および公共部門を含め、イノベーション・システムとMSMEのナレッジ・センターのパートナーシップおよびネットワーク形成を支援する必要がある。

16. 女性の経済参画の機会向上

A B A Cは、A P E C女性と経済の進捗状況表(APEC Women and the Economy Dashboard)の設立を高く評価しており、担当大臣および政策立案者に対して、80項目のさまざまなデータ・ポイントを利用してギャップおよびベスト・プラクティスを見極めるよう要請する。A B A Cは女性の活躍の観点から、科学・技術・工学・数学(S T E M : Science, Technology, Engineering and Mathematics) チャレンジ2016の推進、および他の新しい革新的な技術の採用に取り組んでいる。

また、A B A Cは、多くの女性起業家を含むMSMEが国際貿易により生み出される機会からの恩恵を得られるように、MSMEへ不当な悪影響を及ぼしている障壁を削減する努力を強化するように担当大臣へ要請する。この種の障壁としては、不適切な資本利用および土地やリソースの所有権の欠如が含まれる。

17. MSMEによる、貿易ファイナンス等を含む金融サービスへのアクセス向上

A B A Cは、関係大臣が金融インフラ開発ネットワーク(F I D N : Financial Infrastructure Development Network)と連携し、A P E C参加国・地域が有する信用情報システム、担保付取引および倒産プロセスを近代化させることにより、MSMEの金融サービスへのアクセスを拡大することを提案する。A B A Cは、デジタル・ファイナンスを進展するための官民連携などにより、金融包摂を促進することも、関係大臣に奨励する。また、MSMEに対する保険の提供範囲を拡大し、リスクを低減することによってローンへのアクセスを改善すること、災害リスクファイナンスのメカニズムを開発し、特にMSMEがサプライチェーンにおいて、災害後の復旧およびビジネスの継続を促進することに関して、関係大臣がアジア太平洋金融フォーラム(A P F F : Asia-Pacific Financial Forum)の活動を支援することも期待する。

自由貿易協定のメリットを享受するにあたり、多くの零細・中小輸出企業が貿易ファイナンスに関する障壁に直面していることをA B A Cは認識している。国際商業会議所による2015年のサーベイによると大企業に対する貿易ファイナンスは21%しか却下されていないのにもかかわらず、MSMEは53%が却下された。同サーベイでは、より厳格なアンチ・マネーロンダリング(A M L : Anti-Money Laundering) および顧客管理措置(K Y C : Know Your Customer) のコンプラ

イアンス要件によりMSMEが最もネガティブな影響をうける、と68%の銀行が報告している。それゆえA B A Cは、関係大臣がA P F Fで進行中の活動と連携し、エコノミー間のAML/KYCコンプライアンス基準の調和およびクロスボーダーのデジタル貿易ファイナンスや電子送金の促進などにより、A P E C参加国・地域による上記の障壁への対応を支援することを期待する。

18. インフラ・ファイナンスの促進

A B A Cはインフラ・ファイナンスを促進するための取り組みを関係大臣が支援することを要請する。アジア太平洋インフラ・パートナーシップ（A P I P : Asia-Pacific Infrastructure Partnership）における対話、A P E Cナレッジポータル（APEC Knowledge Portal）の開発に向けたG20 グローバル・インフラストラクチャー・ハブ（G20 Global Infrastructure Hub）における協力、および都市インフラネットワーク（Urban Infrastructure Network）等の取り組みである。A B A Cは、保険会社および年金基金がインフラへの投資を拡大するために、長期投資を促進する規制立案、年金業界の拡大に向けた改革、および革新的な金融商品/資本市場の発展に向けて、関係大臣がA P F Fと連携することも提案する。地域をまたがるインフラストラクチャーと金融商品のコンプライアンス基準と関連ガイドラインを調和させるとともに、イスラム機関によるクロスボーダーのインフラ投資を促進するために、Islamic Infrastructure Investment Platform（I 3 P）の設立を支援することも関係大臣に要請する。